

誓 約 書

- 1 温泉法の規定により罰金刑異常の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 温泉法第31条第1項第3号及び第4号の規定により温泉利用許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- 3 役員が、上記1、2のいずれかに該当する者がある者（法人の場合）

上記1、2、3のいずれにも該当しない事を誓約します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 〕

北広島町長 様